

シリーズ／ 取調べ「可視化」の「現在」

台湾・可視化と弁護士立会いの実情をめぐって

取調べの可視化大阪本部 副本部長 小坂井 久

2018年4月29日から5月3日の間、私は台湾を訪問している。その際、5月2日の午前10時ころから2時間半ほど、台北律師公会の4人の弁護士(郭怡青弁護士、洪維徳弁護士、孫斌弁護士、黄祿芳弁護士)から、台湾の刑事司法実務のうち、取調べの可視化や取調べへの弁護士立会いの実情をヒアリングすることができた。ヒアリングした4人の弁護士は経験10数年から10年程度の方々であったが(お一人は検察官を経験)、うち3人は非常に日本語が堪能であり、私の癖のある言い廻しを含んだ質問も的確に理解されて応答いただいたものと思う。この文章は、非常にラフなものではあるが、主に、その様子をスケッチするかたちで報告するものである。

1. 訪台の理由

私が今般、台湾を訪問することとなったのは、台湾司法院(日本の最高裁に相当する)が、2018年4月30日と5月1日の両日に亘って開催する、国民参与裁判(裁判員裁判)の制度導入に向けてのシンポジウムに参加するためであった。井上正仁教授(早稲田大学大学院法務研究科)から、上記シンポジウムにおいて日本の裁判員裁判や公判前整理手続について、弁護人の立場で報告してほしいと依頼された。同シンポジウムには、研究者として井上教授と酒巻匡教授(同左)、元裁判官として稗田雅洋教授(同左)、元検察官として濱田毅教授(同志社大学法科大学院)が参加され、各々報告された。

こういう状況を呉越同舟と評するのかどうかは、よくわからない。実際、証拠開示の在り方をめぐっては、酒巻教授とシンポジウムの場で論争することにもなったわけで、そもそも、私が何故、このメンバーのなかにいるのか自体、よくわからないところはある。ただ、私としては、台湾の可視化と弁護士立会いの実情について、台湾の弁護士から直に話を聞くことができるということが、訪台の大きなインセンティブとなった。

2. 台湾の刑訴法の構造

台湾の刑訴法制度は、基本的に日本の旧刑訴法(大正刑訴法)と同じであり、職権主義構造である(戦前から

の経緯による)。が、順次、当事者主義的な方向での改正がなされている。

今回のテーマに即して言えば、1982年には弁護士立会いを認める条文が設けられ(刑訴法245条2項—当初、完全な人間カメラ型であった。これが、2000年に、「(立会いの場での)意見陳述権」が条文に書き込まれている)、1998年には取調べの可視化が規定されている(刑訴法100条の1)。

なお、2017年法においては、勾留請求に伴う、証拠開示制度が設けられるに至った(刑訴法93条と101条の改正、同33条の1などの新設。陳思帆・斎藤司「台湾における刑訴法改正について—捜査段階における記録閲覧制度の新設」法律時報2018年4月号83頁以下、李怡修「台湾の捜査段階勾留審査手続における証拠閲覧」季刊刑事弁護92号—2017年—114頁以下参照。様々な議論はあるようだが、これが画期的なものであること自体は疑いを容れないだろう)。

そのうえで、今般は、日本の裁判員裁判制度に倣って、国民参与裁判制度を導入する立法案が提出されているわけである(これをどうみるかだが、此処では、この議論は割愛する)。

こういった改正経緯を、いわばパッチワーク的とみて批判する見解もある(たとえば、林裕順「台湾の取調べ法制運用の動向と展望」一橋法学15巻2号—2016年—91頁以下参照)。また、上記各制度導入の趣旨をめぐっても様々な見方があるようである。しかし、台湾の刑事手続は、要は、我が刑事司法実務に比して非常に「進んだ」

制度を含んでいるといえる。このこと自体は否定の余地がない。

3. 台湾における可視化

まず可視化である。台湾ではいわゆる在宅取調べも含め、全事件（全取調べ）が可視化の義務対象である（厳密には録音のみが義務的である。だが、ほとんど録画もされている—現在、多くの警察官は外勤中レコーダを携帯しているとのことである）。これは、比較法的にみても相当進んでいるといえ、かなり徹底した可視化法域と呼んでよい。

もっとも、実務的には、検察は、まず取調べの開始から終了までの全過程を録音・録画しているが（後述するとおり、検察官は「法壇」に座るので、その座る場面から録り始めるとのことである）、警察は一部しか録音・録画していない場合もあるようで、結構問題がある実情とのことであった。

可視化記録媒体は基本的に調書の正確性が争われたときに用いられる（上記100条の1参照）。公判の準備段階で、可視化記録媒体を「検証」することがあるとのことである。

裁判所に提出された「一件記録」から被告人の捜査段階の供述調書を証拠排除したい場合に、公判では、その「検証調書」が証拠として扱われるとのこと、極めてまれなようだが、不正確な調書であるゆえに調書自体は証拠排除されたものの、その「検証調書」に表れている「供述」が実質証拠として扱われることがあるとのことであった。

なお、実質証拠の是非をめぐる議論は存在していないという話であった（つまり、上記の意味で実質証拠となることがありうること自体は自明のようである）。

4. 台湾における立会（その1）

次に立会であるが、そもそも捜査段階の弁護人選任率が高くないようであり、捜査段階の選任率は（統計では

ない感覚的なものとのことではあるが）、半分以下ではないかとの話もあった（台湾には被疑者国選制度はなく、法律扶助がある）。しかし、弁護人として選任されている以上、取調べには必ず立会うとのことであり、その意味では、立会い率は95%から100%との話がなされた。あるいは、これは刑事弁護に熱心な弁護士から話を聞いたためであったからかもしれないのだが、自白事件であれ何であれ、本当の争いの有無は立会いによってわかることもあり、立会わないのは弁護士倫理違反になるとの明快な回答であった。

何故、台湾においてそれが可能なのか。身体拘束のケースで考えてみる。

起訴前勾留は2ヶ月プラス2ヶ月の計4ヶ月間可能で、その間に検事が1～3回調べるのが平均とのことであった（4ヶ月間のうちに取調べが6回を越えることは余らないとの話もあった。なお、台湾では一問一答式で取調べ毎に必ず調書が作成される）。1回あたりの取調べ時間は基本的に3時間程度までだという（4時間を越えることは非常に少ないとのことであった—もっとも、時間の制限が法定されているわけではなく、1日のうちに15時間取調べが続き、これを1回の取調べとした事案があった—前総統・馬英九氏を台北検察庁が召喚し、15時間審問したとの報道があるとのことであるが、これ自体は極めて特殊なケースとのことである）。いずれにしても、検察取調べの日時は、これを弁護人との間であらかじめ調整することになる。実際、調整されており、それは可能との話である。

他方、警察の取調べの持ち時間は、逮捕から勾留請求までの24時間で（ただし、おおむね警察16時間、検察8時間を持ち時間とするのが実務の取扱いとのことである）、そのうちで、取調べ時間自体は、長くても3時間の範囲内で行われるという話であった。勾留後は、補充捜査が生じたときに警察として取調べることがありうるものの、それは極めて「まれ」とのことであり、警察は逮捕段階の取調べ（のみ）で「勝負」のようである。

逮捕したときは弁護人が来るのを4時間は俟つシステムである(したがって、上記24時間は28時間まで伸長される—フランスが2時間俟つ制度であることと類似している)。弁護人にとっても、急を要する場面であって、この段階の立会調整のほうがムツカシイとのことであった。

5. 台湾における立会(その2)

立会って何をするのか。台湾の弁護人立会は、前述のとおり、もともと人間カメラ型ではじまっており(1982年法)、その後、意見陳述権が認められるに至っている(2000年法)。

この両規定の間で弁護人の実務における対応はどのようなものか。次のような話もあるようだ。すなわち、法律扶助の場合、立会いは単価は高くはないものの、タイムチャージ制になっている(昼の1時間は600元、17時以降1000元、深夜0時以降は1200元。ちなみに私選は1時間5000元—一夜は8000元—が相場だという。著名な弁護士にあっては時給1万5000元以上ともいわれているようである)。それゆえ、ただ何もせずに座っているだけでお金になる—(悪い冗談として)語る弁護士もいるそうである。

しかし、立会いというのは、たとえば、取調官の発問を聴いて、きっちり情報収集をするだけでも、相応の労力を要する(この情報収集が重要というのは、その場にいる弁護人の共通認識のようであった)。人間カメラと意見陳述の2つの機能においてのみ稼動するという弁護人もおられたが、より積極的な態様もまた試みられつつ、実務は展開してきているようである。すなわち、条文上規定はされていないが、的確に時期に応じ助言する、そして、異議申立てする場面があり、そうなると、まさに弁護人の「仕事」そのものであるとの認識が語られた。

もっとも、意見陳述自体については、取調べに違法な点があったといった意見は積極的に言うものの、事件の実体には踏み込まないという姿勢のようであった(他の証拠などとの齟齬を恐れるが故とのことである)。

なお、条文に規定されていない行為に及ぶと立会い自

体を拒まれることになる理屈とのことであるが、現実の実務では立会い制限はほとんどないという話であった。ただし、参考人からの事情聴取は逆に弁護士(代理人)をつけてはならないとの法制になっており(これは、その理屈は相応に理解可能とはいえ、おそらく台湾固有のものといえよう)、被疑者取調べか否かが、実務上のシビアな問題として存在するとのことである。

6. その他の論点など

台湾の実務では黙秘権行使は少ないとのことであった。事実上の不利益推認が恐れられているようである(この点、十分議論する時間がなかったことが惜まれる)。

また、取調べ受忍義務(出頭滞留義務)論争自体、存在していないようである。つまり、拘引票によって、結局は、その取調べの場にとどまらねばならないという理屈とのことである(「在宅」も同じ理屈になるようである)。

台湾の検察官は予審判事「ふう」である。法廷「ふう」の取調室で法壇の上から訊問する。

可視化記録媒体をみる機会があったが、法壇のうえから、被疑者を大声で怒鳴りつけている検察官がいた(被疑者も負けておらず、罵り合っていた)。この検察官は「有名」とのことであったが、今もなお現職とのことである。もっとも、このようなケースはまれで、かつ、減っているとのことであった。この外、可視化記録媒体を1つの根拠として、再審請求に及んでいるケースについての説明を受けるなどした。

以上のとおりであり、私としては非常に有意義な時間をすごすことができた。我が刑事司法が、上記の如き台湾の在り方から学ぶべきものは相当あるといわねばならない。台湾の刑事司法の在り方は、「可視化から立会へ」をテーマとする我々に多くの示唆を与えてくれるものと思われる。ヒアリングに応じてくださった4人の方々に深く感謝したい。